

(仮訳)

## CTBTに関する共同閣僚声明

2014年9月

ニューヨーク

1. 本声明を発表した我々外務大臣は、国際的な核軍縮及び核不拡散体制の中核を成す要素として、包括的核実験禁止条約（CTBT）に対するコミットメントを再確認する。
2. 2010年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議を想起し、我々は、CTBT早期発効に対し最大限の支持を表明する。これは、核兵器の開発及び質的な改善を抑制することを通じ、世界から核爆発を除去し、核兵器の廃絶に貢献する。
3. 我々は、CTBTが今日、183か国による署名及び163か国による批准を得て、ほぼ普遍的な遵守を達成してきていることを歓迎する。更に、我々は、2012年9月27日の会合以降に実現した、ブルネイ・ダルサラーム、チャド、ギニア・ビサウ、イラク、ニウエ及びコンゴ共和国による批准を歓迎する。
4. CTBTの署名開放以降、約20年が経過した。CTBTは未だ発効に至っていないが、核実験モラトリアムは事実上の国際規範となっている。しかしながら、持続的かつ法的拘束力のあるCTBTの発効無しには、こうした国際規範は依然として脆弱なままである。それゆえ、我々は、あらゆる未署名・未批准国、特に残された発効要件国に対して、遅滞なく署名及び批准するよう要請する\*。
5. 我々は、ハンガリー及びインドネシアによって提唱された行動計画に基づく、様々なイニシアティブにより強化された14条プロセスを全面的に支持するとともに、14条会議（CTBT発効促進会議）において発出された宣言に引き続きコミットする。賢人グループ（GEM）はこのプロセスを支援するだろう。
6. 我々は、全ての国に対し、核兵器の実験的爆発に対するモラトリアムを継続すること及び条約の趣旨と目的を台無しにするようなあらゆる行動を差し控えることを要請する。
7. 21世紀において、北朝鮮（DPRK）のみが、このモラトリアムに反する行動をとってきている。我々は、2006年、2009年そして2013年に北朝鮮が実施した核実験に対する国際的な批判を想起し、同国が更なる核実験を行わないよう求める。我々は北朝鮮に対し、関連の国連安保理決

議の下での義務及び2005年の六カ国協議の共同声明の下でのコミットメントの完全な遵守を要請する。

8. 我々は、包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会の下で、条約の検証体制の強化が進展していることを歓迎する。CTBT検証体制の信頼性については、未批准国を含む各国の科学者コミュニティの間で益々認識されつつある。我々は、中国が国際監視制度（IMS）における自国のデータを国際データセンター（IDC）へ送信し始めたことを歓迎する。我々は、検証体制完成への支援に対するコミットメントを再確認し、全ての署名国に対し同様の対応を求める。
9. 条約の主たる目的は核不拡散及び核軍縮であることを踏まえつつ、CTBTのIMS及びIDCは、すべての署名国に対して、大規模地震、津波及び原子力事故に関する正確かつリアルタイムのデータを提供するという有用性、及びその他の民生・科学上の用途を提供するという有用性を実証しているという事実により、我々は勇気づけられる。我々は、国内データセンターに関する能力向上に向けた活動の重要性を改めて表明する。
10. 我々は、CTBTの認知度向上とCTBTOの現地査察能力の発展におけるCTBTOの進展を実証するであろう、2014年11月にヨルダンで実施予定の大規模統合野外演習（IFE14）の重要性を強調する。
11. 我々は、全ての国に対し、CTBTの早期発効の実現に向けて最大限の努力を行うよう要請する。我々は、個別にそして共同で、最も高い政治レベル及び専門家レベルの両方で、この目的の達成及びこの問題の認知度を高め続けることに全力を尽くすよう訴える。

\*その批准がCTBT条約の発効に必要な附属書2に掲げられた8カ国：  
中国、北朝鮮、エジプト、インド、イラン、イスラエル、パキスタン、米国。